公募に関するQ&A（風車生産技術研究開発）

	No.	資料名	問	答
	1	公募要領	研究開発に使用する機材の調達に時間を要したなどの理由で、2026年度中に取付が完了しなかった場合、年度予算の融通について、制約事項はありますか。	機材の調達・取付に係る経費は、原則として、納品・検収等が完了した年度の経費として計上していただきます。したがって、2026年度中に取付・検収が完了しない場合、当該経費を2026年度分として計上することはできません。また、2026年度の未執行額が自動的に翌年度へ繰り越されるものではありません。契約時の計画から調達の遅延が見込まれる場合は、判明後速やかにNEDO担当者へご相談ください。研究開発の実施に支障がないこと、事業全体の契約額・年度予算等を踏まえ、必要に応じて実施計画及び年度別予算の変更手続を行うことになります。なお、変更の可否は、契約内容及び予算の状況等を確認した上で個別に判断します。
	2	公募要領	公募資料に示された年度別予算額は、各年度の厳格な上限なのでしょうか。それとも事業全体の予算枠の中で年度間の調整・繰越が可能なのでしょうか。特に2026年度の実施期間が短い場合、2026年度予算の未執行分を2027年度に使用できますか。	公募資料に示す年度別予算額は、目安として記載しています。提案時点で想定される研究開発計画及び実施スケジュールに基づき、年度ごとの提案額を記載してください。採択後、事業を進める中で、研究開発の進捗や調達時期等により年度間の金額調整が必要となった場合は、事前にNEDO担当者へご連絡の上、個別にご相談ください。
	3	公募要領	2026年度の予算が9.5億円とありますが、提案書においては按分した予算計画とした方が良いですか。	公募資料に示す年度別予算額は、目安として記載しています。提案時点で想定される研究開発計画及び実施スケジュールに基づき、年度ごとの提案額を記載してください。
	4	公募要領	研究開発項目①、②の2項目について、それぞれ1件につき1グループの採択を想定していますか。	採択件数については、各項目1件とは限らず、予算の範囲内での採択を想定しています。
	5	公募要領	「代表法人以外の法人のJグランツ上の申請は不要」とのことですので、代表企業以外はJグランツGビズID取得も不要との理解で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。J-グランツによる申請は代表法人が行うため、代表法人以外の法人についてはJ-グランツ上での申請は不要です。したがって、代表法人以外の法人については、本公募への応募にあたりGビズIDを取得いただく必要はありません。
	6	公募要領	利害関係者について、現時点で想定している外注先も記載が必要でしょうか。	外注先については原則記載不要です。ただし、利害関係者となることが明らかである場合など、特別の懸念がある場合は記載願います。
	7	業務委託契約標準契約書	本調査・研究の実施期間終了後に、プロジェクト全体の終了時評価やモニタリング等が翌年度以降に行われる場合、受託者側に資料作成、説明、追加データ提供等の対応義務が残りますか。残る場合、その期間・費用の扱いを確認させてください。	業務委託契約標準契約書の協力事項に定めております通り、「委託期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価、委託業務に係る成果報告会、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査等への回答、資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席 」をお願いする場合がございます。なおこれらに関する費用について、NEDOから補助等はございません。
	8	公募要領	研究開発項目②：風車設計技術研究開発では、後続の風車設計、実証及び量産段階への円滑な移行に資する基盤を構築とありますが、提案者グループが今後風車設計、実証と実施主体となる必要がありますか。	必須ではございません。なお、提案者グループが後続の取り組みのと実施主体となることが想定されていない場合は、提案書内で事業成果の実用化に向けた見通しを記載願います。
	9	業務委託契約標準契約書（詳細版）委託業務事務処理マニュアル	ソフトウェアのライセンス料・期間レンタル料の経費区分と間接経費の取扱いを確認したいです。外注費、機械装置等費、その他経費等のどの区分に計上するか、複数機関で利用する場合の計上主体についても確認させてください。	業務委託契約標準契約書（約款、様式、別紙及び積算基準）に記載の「業務委託費積算基準」および（詳細版）委託業務事務処理マニュアルに則り、記載項目を確認ください。https://www.nedo.go.jp/content/800052357.pdf 複数機関で利用する場合の費用計上については、具体的な利用方法、支払方法に基づき適切な計上項目を確認させていただきますので、上記に基づき想定される項目に記載いただきつつ、具体的な内容を補記してください。
	10	（常用版）委託業務事務処理マニュアル	採択決定後、NEDOとの委託契約締結前に発生した費用は、契約締結後に遡及して委託費として計上できますか。計上可能な場合、起算日は「採択決定日」「通知日」「NEDOが認めた事業開始日」等のいずれでしょうか。また、契約締結前に外注・共同研究等の契約準備や発注行為をどこまで進めてよいでしょうか。	起算日は、NEDOが受理した実施計画書の提出日から最大2か月前の日（実施計画書提出日が採択通知日から2か月以内の場合は採択通知日）まで遡ることが可能です。また、当該日以降に発生した経費を計上することが可能です。詳細は、（常用版）委託業務事務処理マニュアルをご参照ください。https://www.nedo.go.jp/content/800052356.pdf
2026年9月30日追記 ↓	11	基本計画	基本計画「2. 研究開発の内容及び実施方法」「(2) 研究開発の運営管理」①に記載されている「本プロジェクトに関わる内外の技術開発動向、政策動向、市場動向等についての調査」は、2026年8月31日に実施予定先が公表された「浮体搭載用風車を含むアジア太平洋地域に適した風車に係る産業技術動向調査」を指すものでしょうか。それとも別の調査を想定されていますか。また、同項に記載されている「本調査事業の中で、外部有識者で構成する有識者委員会を組織」とは、当該調査事業の中で有識者委員会を組織するとの理解でよいでしょうか。	基本計画「2.研究開発の内容及び実施方法」「(2)研究開発の運営管理」①に記載の調査は、本プロジェクトの運営管理に必要となる技術開発動向、政策動向及び市場動向等の把握並びに有識者委員会による評価・検討等を目的として実施するものであり、2026年8月31日に公表した「浮体搭載用風車を含むアジア太平洋地域に適した風車に係る産業技術動向調査」とは別のものです。なお、今回の公募の実施に当たり、提案者が外部有識者委員会等を組成し、技術的助言や事業戦略上の助言を得ながら事業を推進することは有効な取組であり望ましいと考えられますが、これを必須とするものではありません。
	12	別添1「提案書」	別添1「提案書」「1. 事業の目的・目標等」「(4) 技術委員会」に記載されている「有識者による技術委員会」は、基本計画「2. 研究開発の内容及び実施方法」「(2) 研究開発の運営管理」①に記載されている「本調査事業の中で、外部有識者で構成する有識者委員会」と同一のものですか。それとも、別の委員会ですか。	別添1「提案書」に記載の「有識者による技術委員会」は、提案者が研究開発を進めるに当たり、必要に応じて外部有識者から助言等を得るための体制を記載することを想定したものです。提案書のひな型として例示しているものであり、当該体制の構築は必須ではありませんが、必要に応じて記載ください。
	13	基本計画、別添1「提案書」	基本計画「2. 研究開発の内容及び実施方法」「(2) 研究開発の運営管理」①及び別添1「提案書」「1. 事業の目的・目標等」「(4) 技術委員会」に記載されている「有識者委員会」について、設置・運営を行う主体は、それぞれNEDOと受託者のいずれを想定していますか。	提案者が外部有識者委員会等を組成する場合、その設置・運営主体は提案者を想定しています。